山梨県環境影響評価等技術審議会議事録

日時:平成29年1月16日(月)13:30~15:10

場所:山梨県庁防災新館408会議室

会議出席者

<環境影響評価等技術審議会委員>

石井委員、岩田委員、工藤委員、後藤委員、坂本委員、佐藤委員、鈴木委員、田中委員、 ------

早見委員、福原委員、湯本委員

<事業者>

いちご ECO エナジー株式会社

営業本部エナジーソリューション部長 堧水尾(たみお)太郎氏

営業本部エナジーソリューション部 大川礼次郎氏

地域自然財産研究所 篠田授樹氏

特定行政書士 堀内昭司事務所 所長 堀内昭司氏

株式会社早野組 土木本部 開発設計部付部長 森田二三夫氏、環境事業部長 河西和彦氏

<事務局>

前沢森林環境部理事、古屋大気水質保全課長、曽根課長補佐、石井副主幹、黒田主任

次第

- 1 開会
- 2 議事

議題 1 いちご韮崎穂坂町柳平 ECO 発電所第三分類事業届出書について 議題 2 その他

3 閉会

資料

次第

席次表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料 1 第三分類事業の判定基準

資料 2 判定基準に係る概況等

資料3 韮崎市長の意見

資料 4 事業者追加資料

資料 5 追加意見等に係る事業者回答

参考資料 韮崎市の景観に係る意見について

1 開会

(進行 曽根課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日の進行を務めます、大気水質保全課 環境影響評価担当 課長補佐の曽根でございま す。よろしくお願いいたします。

ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

2 あいさつ

(進行 曽根課長補佐)

それでは、前沢森林環境部理事より、ごあいさつを申し上げます。

(前沢理事あいさつ)

森林環境部理事の前沢でございます。本日は、お忙しい中、また、寒い中、審議会にご出席いただきありがとうございます。本日の案件でございますが、韮崎市穂坂町柳平に計画されております太陽光発電施設にかかる第三分類事業届出書の判定の案件でございます。前回、ご審議をいただきまして、その後、韮崎市長から意見をいただいております。これを踏まえまして、環境影響評価の手続が必要かどうかについてご意見を伺いたいと思います。本日につきましては、事業者から追加資料の説明を受けまして、また、韮崎市長からの意見書等につきまして、事務局から説明をさせていただいた後、ご審議をいただくことになります。限られた時間ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

3 議事

(進行 曽根課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、11名の出席をいただいており、2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立することができる旨、報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第、裏面に席次表があります。席次表の中で小林委員、高木委員の記載がありますが、本日風邪などで欠席となっております。次に資料1、A3版になります。資料2、資料3韮崎市長の意見、次にちょっと厚いもので資料4になります。次に資料5少し厚めになります。参考資料として、本事業に係る韮崎市の景観についての考え方について、以上になります。

資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。配布資料は、よろしいでしょうか。

続いて、技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いいたします。

- 審議中は静かにお願いします。
- ・ 拍手、声援、野次等を行わないでください。
- ・ その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。

以上、ご協力をお願いいたします。

委員の皆様方及び事業者の皆様方に、お願いがあります。審議会の議事録を作成し、ホームページで公表することになっておりますので、録音をしております。録音からの書き起こし作業をスムーズにするためにも、マイクを使用して、大きな声で発言をお願いいたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は条例第47条第10項に基づき、会長が務めることになっておりますので、坂本会長、議事進行をよろしくお願いします。

(議長(坂本会長))

皆さんお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。また、今年初めての会ということですので、新年おめでとうございますということと、また1年間よろしくお願いいたします。

いつも通りですけど、案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をいたしたいと思います。

本審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会において、ご議論頂きましたとおり、制度の主旨である公平性・透明性を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということで、行いますのでご確認をお願いします。

希少動植物保護の観点から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくお願いいたします。

また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会場から退出願います。以上、ご協力をお願いします。

それでは始めたいと思います。

本日の議題であります、いちご韮崎穂坂町柳平 ECO 発電所 第三分類事業届出書については、前回の審議会以降に、提出された追加資料について質疑応答・意見交換を行って、これが前半で、その後、環境影響評価手続きが必要かどうかについて、委員による本審議会を行いたいと思います。

なお、審議の部分につきましては、希少動植物に係る審議は本日予定しておりませんが、 審議状況に応じて、そういう話が出てきたら、非公開といたしますので、ご了承下さい。 それでは、早速、議題 1 いちご韮崎穂坂町の第三分類事業届出書についての審議を始め たいと思います。前回の審議、それから現地調査がありまして、審議以降、前回以降、事 業者から追加資料が提出されております。これについては委員の皆様には、あらかじめ目 を通していただいております。時間の制約もございますので、これについて、15~20 分程度、まず事業者からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事業者(堧水尾氏))

いちご ECO エナジーの説明を始めさせていただきたいと思います、今、追加の資料をお配りしております。地図関係です(追加資料 1-1、1-2、1-3、1-4 の修正版)。 しばらくお待ちください。

資料4からご説明させていただきたいと思います。追加資料内容として、土砂災害警戒区域、山岳森林ゾーンの立地を避けるべきエリアと事業用地の関係を図示したもの。図面と重ね合わせたものを、今、提出させていただきました。お手元を見ていただけると、ここに例が書いてあります。ここに河川がありまして、近くから砂防指定地、土砂災害特別警戒区域、一番外側が土砂災害警戒区域となっております。

今回、前回と違うとことは、まず土砂災害特別警戒区域と砂防指定地から、パネルの設置を外させていただいております。もう一つは、溜池が2つございますけれども、当地につきましては県道より約100mのところには、パネルを設置しない計画を作って参りました。

続きまして、4枚目です。同じようにパネルを抜いたものが、こちらの方に記載させていただいております。これは単純にパネルが抜いてあるものでございます。そして最後ですが、韮崎市景観計画における山岳森林ゾーン位置図面です。こちらは、元々お配りしています追加資料1-5です。韮崎市全体が、基本的には景観計画の対象地域ということで、地域全体が色塗りされていまして、その中で、この右上に我々対象の事業地があります。山岳森林ゾーンの一番右上です。対象地自体が全て山岳森林ゾーンで色塗りされていますので、こういった形で図示させていただきました。

続きまして追加資料2については、後ほど、篠田さんからご説明させていただきます。 そして、パワーコンディショナーに係る音の測定データについてです。こちらは追加資料 3.1でございます。音に関する資料として2つご用意させていただきました。1つは特 別高圧変電所と申しまして、東京電力の方に繋ぐ、太いものに繋ぎます変電所。もう1つ は小型のパワーコンディショナーです。今回ハーウェイを使う予定にしていますけど、そ の2つをご用意させていただきました。図面でいくと、特別高圧変電所はこちらに位置し ております。小型パワーコンディショナーは300台以上ありますので、無数に散りばめ てあります。まず、大型の特別高圧変電所について、この資料(追加資料 3-1)から説明 させていただきます。これ自体は対象地で測定したわけではございませんが、今回電気工 事を担当します JFE プラントエンジの方が、愛知県田原市と書いてありますが、そちらの 方で造った時に、作成した資料でございます。こちらを見ると、左から4つめが実測値で す。上から54とか、56とか、57とか書いてあるのですが、これが実際の音のデシベ ルです。これが何かと申しますと、右欄に70や65とありますが、田原市の指導基準で す。日中だと70以下、夜間だと65以内にしてくださいという基準がございます。この 70とか65というのはどういう基準かと申しますと、大体人間が話をしている程度です ね、それが大体60デシベル。普通の会話の声だと60デシベルで、50デシベルという のが静かな事務所でクーラーの音等という資料がありますが、そういった音が特高変電所 の1mくらい離れたところで聞こえます。今回はこちらに特高変電所を造りますので、あ る程度民家から離れているので、そこまで影響はないのではないかと。万が一、影響があ ると、近くの方からご指摘いただいた場合は、例えば防音壁といって音を遮断するような、 音を吸収するような壁を設けまして対策するか、ないしは、事前に色々設計しますけども、 もう少し離して、特高変電所を設置するかを考えております。次に、小型パワーコンディ ショナーの PCS です。こちらが仕様書なので(追加資料 3-3) こういったものを使います という説明と、こちらの英語の資料(追加資料 3-4)で恐縮なのですが、実際にハーウェ

イが出しているレコードなのですが、21ページを見ていただきますと、このように四角が上にありまして、これは、実際のパワコンなのですが、この側面で測ったという資料です。そちらで34.9とか38.7とか31とかです。これが実際にデシベルの音でございます。この音というのはどの程度かと申しますと、郊外の深夜でささやき声ですとか、図書館の静かな声ですとか、図書館ですとか静かな住宅の昼間の音と言われております。これが、施工会社であるJFE 電制と、実際に使う予定でございますハーウェイから資料を取り寄せさせていただきました。

次に、追加資料4の住民説明会の説明をさせていただきます。我々は、昨年の12月27 日に柳平地区で近隣説明会をさせていただきました。資料としては、追加資料4でござい ます。最後に写真が載っているものでございます。こちらは、大体、65世帯くらいある のですが、出席者としては24名、山梨県からは、エネルギー政策課、韮崎市からは環境 課、我々いちご ECO エナジーからは3名出席し、説明させていただきました。大体、1時 間くらいの会議で、議事録はこの中のとおりなのですが、一番大きく出た議論としては、 「排水計画大丈夫ですか」、「治水大丈夫ですか」、「ちゃんとやりますか」と。ほとんどが これに割かれていますが、今の段階でいくと、まだこれから、詳細設計をして、測量をし て、河川の流末調査をして、こういった調査をして、今後、県と協議した土地について、 もう一度ご説明させてくださいと。逆に住民からも、山梨県との協議ですとか、きっちり 詳細な設計をしてから、説明してくださいとのことでした。この説明で納得しなければ、 同意もしないし、納得するのだったら、事業を進めてくださいという声が、大多数と感じ ました。中には、全面的に賛成という方もいるのですけれども、概ねは治水計画、排水計 画をきっちりしてから、もう一度説明をして、住民説明会をやってから、きっちりと実施 してくださいというのが主なご意見でした。その他の意見としてあったのが、抜粋なので すけども、地権者はどうですかと。地権者は18名いて、1ページの下の方に地権者のこ とが書いてありますけども、地権者は18名いて、契約済みが10名、同意が4名、相続 等で4名がまだ未契約です。面積で言うと97%が契約済み、ないし、同意をいただいて いるということで、地権者様からはご納得いただいています。ということを説明させてい ただきました。また、2ページ目の後ろの方には、もし事業化するのであれば、環境に関 する、環境といいますか、何か問題があった場合は覚書を締結してくださいと。何かあっ たらいちごが責任持ってください、覚書を交わしてくださいということは求められました。 住民説明会の説明は以上です。

最後、資料4の5番目です。土砂災害の履歴についてですが、色々図書館や我々も調べてみたのですが、なかなか資料は出てきませんでした。最後に韮崎市役所が図書館で小さい新聞記事を見つけたということだけ聞いたのですけども、基本的には市の市史にも、韮崎の図書館にも、県の図書館にも、そういったデータは出てこなかったと聞いております。とりあえず、資料4については、私からは以上なので、次は篠田さんからご説明いただきます。

(事業者(篠田氏))

では、引き続きご説明いたします。資料4の表紙にもう一度戻ってください。そこの2番目です。届出書に添付した以外で、現地の地形・地質の情報がわかるもの。それから5番

目になりますが、土砂災害の履歴を記載したものについて、3点新たに資料をご提示いた します。

追加資料の2をご覧ください。資料4の中の追加資料2でございます。右上の肩のところに追加資料2と書いてあります。3点、地図をお示しいたします。1つ目は追加資料2の2、3ページにございます、自然環境条件図というものでして、これは届出書にも記載しました地形・地質・土壌の要素を併せたもので、特にこれについては新しい情報はございませんけれども、活断層ですとかそういうものの情報が入っているものになります。現地は黒富土火山ですとか、茅ヶ岳火山の噴出物を基盤としているということでございます。その資料の4ページをご覧ください。それが災害履歴図でございまして、多少広域的にお示しているのですが、赤い線で囲われているのが活断層で、実線が活断層(確実性の高い活断層)でございます。破線は推定活断層です。それから緑色で描かれているのが地滑り地形ということになりまして、そのいずれも事業地周辺には存在しない、認められないということになっております。オレンジで示されているところは、昭和34年、台風7号による荒廃地です。事業地の周辺ですと、同じ茅ヶ岳の南麓に位置します、現在甲斐市になっていますけども、当時の敷島町の亀沢川流域は、かなり荒廃地があるのですが、事業地にあります権現沢川周辺には、そうしたものは認められないという資料になってございます。

続きまして、その資料の5ページが土地保全基本図でございまして、自然環境条件ですとか、今、ご説明しました災害履歴などの相関性に着目して作られた図ということでございます。凡例が、6ページにあるのですが、若干小さいもので、先ほど追加資料で A3 版の同じものをお配りしております。現地はその他の火山噴出物という項目に当たりまして、丸の色分けは黒丸が高位の配慮が必要なもの、二重丸が中位の配慮が必要なもの、白丸が低位の配慮が必要なもの、点が特に該当なしという形になってございます。以上です。

(事業者(堧水尾氏))

続けて、資料5の方を説明させていただきます。資料5の1ページ目から、坂本会長からのご意見について、ご回答させていただきます。

当該地で過去に行われたリゾート開発等どのような造成が行われたか資料等があれば提出 してくださいとのことですが、我々としては、資料は持っておりません。探したけれども、 見つかりませんでした。

2については別添1をご覧ください。1ページ目ですが、簡単にご説明させていただきます。大型哺乳類については、メガソーラーの事業地内にアニマルパスを設けさせていただきます。中型についてはフェンスの下に、20から30cmの隙間を設けることで色んな、きつねや野うさぎの中型哺乳類の移動経路を確保させていただきます。

3番目としては、動物の生息場所として太陽光(パネル)の下やパネルとパネルの間には、 緑地帯を設けさせていただきたいと思っておりますので、そういったことで対応したいと 思っております。排水路・調整池への落下など、小動物の落下防止については、書いてあ るとおり、いろんな対応をさせていただけたらと思っております。

5番目、希少植物の保全については、基本的には、見つかれば、計画をたてて移植等で保 全措置を実施したいと考えております。2ページ以降は写真です。こんな形でできたらと いう参考の例を掲載させていただきました。

続きまして、3つ目ですが、我々の方で何か環境保全措置を実施したことがありますかというご質問ですが、別添2-1、2-2に我々が他の県でやった自然環境調査に基づいて、植物を移植したレポートを載せさせていただいています。やはり、いくつか、希少種というのが見つかりまして、これは県との相談の上、移植させていただきました。

続きまして、資料5の2ページ目です。佐藤委員からのご意見です。事業者はソーラーパネルが車道等から見えないように残置林を残すとしていますが、現況調査の結果、アカマツ等であるため、事業緑地から100mあまり離れても、車道から確認できましたと。残置林で目隠しするならば、常緑樹を植栽する必要があると感じましたと。我々も、道路から見えるとあまり環境にはよくない。景観上よくないということで、樫ですとか、モミ、ネズミサシ等の樹種を考えております。

2番目ですが、2つ池がありますと。こちらの池については、我々も、県道から100m くらいパネルを設置せずに、できるだけ自然環境を保全するような形を取りたいと思って おります。また、アニマルパスも確保して、動物が池に行けるように配慮させていただけ たらと思っております。

3番目ですが、基本的に我々は、今回10月だけの調査ではなくて、これから通年で、秋は実施しましたので、冬、春、夏と1年くらいをかけて調査できたらと思っています。なので、こちらについては仮に、判定で進んでいいとなったとしても(アセス不必要となったとしても)自主的に環境調査を林地開発等と並行してやらせていただけたらと思っております。

4ページ目は、岩田委員のご意見に対する回答です。1については、先ほどと同じように、 県道から100mくらい残して、パネルのレイアウトを計画しております。また、2についても、仮に環境アセスとならないとしても、1年くらいかけて春夏秋冬で調査させていただけたらと思っております。何かの問題が発生した場合や、いろんなことがあった場合は、山梨県と相談させていただきながら、環境保全措置を取りたいと思っております。3について、排水関係は、今後、林地開発等で色々県と協議させていただきますけれども、 我々責任を持って排水計画等進めていけたらと思っております。

4については外来種の供給源とならないように配慮し、これも専門家の方と協議しながら、 パネルの下の緑化について計画をたてさせていただけたらと思っております。以上、簡単 ですけれども、資料5の説明を終わらせていただきます。

(議長(坂本会長))

以上で説明ということになります。この御説明について御意見、御質問がありましたら、 挙手をして発言ください。いかがでしょうか。

つなぎとして、私から。パネルの置き場所、置かない場所を増やしたという計画変更のお 話が最初出てきたのですが、それは、計画段階でもわからなかったということでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

前回ということですか。

いや、ここにパネルを置かないということにしましたとかいう話が2か所くらいあって、 これは計画変更にあたると思うわけですが、それは、最初の計画のときにわからなかった でしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

今回のこの計画に対して、前回からでしょうか。

(議長(坂本会長))

最初に言ったのは、私の誤解でしょうか。今回説明しながら、ここはパネルを置かないことにしました、変更しましたということでしたが。

(事業者(堧水尾氏))

もともと、こちらの土砂災害特別警戒区域と砂防指定地のなかに多少パネルがちょっと入っていました。見た目にはわからないのですが。前回お出ししたものに対しては、実は少しこのへんに、はみでたパネルレイアウト図があったのですけれども、いろいろな御指摘をいただきまして、土砂災害特別警戒区域と砂防指定地にはパネルを全く外しまして、他のところに移設しましたという意味でございます。

(議長(坂本会長))

もう1か所は何ですか。それだけですか。

(事業者(堧水尾氏))

それだけです。土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、県道より100m、この3つです。

(議長(坂本会長))

指摘があったから計画を変更したということですか。

(事業者(堧水尾氏))

そういうことです。はい。

(議長(坂本会長))

では、皆様いかがでしょうか。どうぞ。

(田中委員)

貴重種の移植についてですが、移植先の土地というのは、どういう管理がされていた土地なのでしょうか。これからどういうふうな管理がされる土地なのか、教えていただきたいのですが。ぱっと見たところ、草をある程度定期的に刈っているのかなという、枯れ草刈りをしたのか、あるいは、移植する直前にしたのかわりませんが、そんな状況になっていますが。写真だけで見るとそう思うのです。

どんな写真でしょうか。

(事業者(篠田氏))

群馬県の例ですか。

(田中委員)

資料 5 です。 資料 5 の別添 2-2 の 5 ページの移植状況です。

(事業者(堧水尾氏))

こちらは、実は開発が85haありまして、うち約20haが残地森林でございます。我々が残地森林としてお借りしている土地に、植物を移植させていただきました。これは、我々が勝手にやるわけではなくて、専門家の方に、場所ですとか、時期だとか、その下刈りですとか、全部お願いをしてやっております。

(田中委員)

たぶんですね。ほとんどが小さなラン科の植物ですね。そうすると、あっという間に藪化して、埋もれてしまい、なくなってしまうことになるのでしょう。そのへんがどういうふうに維持されるのでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

実はですね。群馬県からは1年間に1回モニタニングして、報告してくださいと。何年かして根付いて落ち着いたら、それはそれで報告は必要ないのですけれども、たぶん、数年間はモニタニングして報告くださいと御指摘いただいております。なので、我々、これは始めたばかりですけれども、定期的に状況をモニタリングして報告しようと考えております。

(議長(坂本会長))

はい、よろしいでしょうか。他に御意見、御質問、はい、どうぞ。

(鈴木委員)

今の田中委員の話の追加ですが、移植先として、ぜひ、その周辺で同じ植物があるところの付近に移植するということを守っていただければということです。

(事業者(堧水尾氏))

承知いたしました。

(鈴木委員)

それから資料5の2ページ目のところの、佐藤委員の1番目に対する答えのなかで、植栽

としてカシ類を植栽すると書いてありますが、ここは結構海抜高くて、900mくらいから800mぐらいが中心で、しかも、ちょっと北斜面で、このへんはこの樹種を用いないほうがいいのではないでしょうか。

(事業者(篠田氏))

シラカシは確認しております。ただ、自生しているものなのか、あるいは、前回現地視察をしていただきましたところですが、過去にリゾート開発、別荘開発のときに植えられたものが多数あります。外来種だけではなくて、在来種を植えられた形跡があるので、もともとあったものかどうかはわからないですが、活着していることは確かでございます。

(鈴木委員)

生育は非常に限られていると思いますので、いろいろな樹種を混ぜてやっていただければ と思います。

(議長(坂本会長))

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(早見委員)

工事のしかたにかかっていますが、敷地の周囲にずっと林を残すかたちになっていますが、これについては、今あるものを保全した状態で残す工事のしかた、例えば、工事のために土砂が流れ込んだり、何か物を置いたりでなく、今あるものをそのままはっきり残すのか、それとも、ある程度あいた後に、何かをまた植えるのでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

基本的には残地森林ですので、こちらのところは手をつけない予定です。ただ、この前、 御指摘のあった県道からどうしてもパネルが見えるのではないかとか、景観上どうかとい う話があったので、カシですとか、いろいろなものを見えないように対応させていただけ たらと思っています。

(議長(坂本会長))

はい、続けてお願いいたします。

(福原委員)

先ほどフェンスその他で下をある程度開けて、中小動物が出入りできるようにするということと、もう一つは図面に書いてあります、アニマルパスというのは、分類しているのですか。それとも、ここは特別にアニマルパスとかいうふうになっているのでしょうか。

(事業者(篠田氏))

大型種に対する対応と、中型種に対する対応は、基本的には、分けて考えています。山梨県でもメガソーラーが増えてきて、良い例もあれば、あまり良くない例もあって、昨年7

月にも視察されていますけれども、良い例から学びながら、やっていこうと考えております。中型種については、強いてアニマルパスを作らなくても、フェンスのちょっとしたスペースがあれば、野ウサギとかアナグマなんかは、自由に出入りできますので、それプラスモジュール周辺の緑化を進めることで、中型種については自由に行き来できることを考えております。大型種については、フェンスを越えるわけにはいかないので、改良道路や現在の山道、赤道(あかみち)を移動するようなかたちで、特に山と水辺、池と行き来できるようなかたちで、このためのパスをつくるという発想です。

(福原委員)

それに関係することですが、前回、昨年末に現地の視察に参りましたが、あの場所は、現 状、獣道みたいなものは、けっこうあるのでしょうか。

(事業者(篠田氏))

ございます。しかし、山道も利用していることは確実です。

(福原委員)

そうすると、山道であるとか、獣道の、今ある一種の動線ですよね。そのようなものをある程度参考にしながら、こういうようなものを検討していると理解していいでしょうか。

(事業者(篠田氏))

基本的には地形を生かします。谷地形や尾根地形ですが、ほとんど地形は変更しませんので、そういうものを生かしつつ、かつ、モニタリング等をしながら、どこを利用しているのかということを見ながら、順応的な観点から考えています。

(福原委員)

もう一つ質問続けてよろしいですか。具体的になりますが、パワーコンディショナー等々は、ハーウェイのものを使うということで、その資料がそのままでておりますが、その中に英文の部分と日本語の部分があります。その日本語の部分は、ハーウェイがお作りになった資料でしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

全てハーウェイが作成しているものでございます。

(福原委員)

それを一応は目をとおしておりますか。

(事業者(堧水尾氏))

一応目をとおさせていただいております。

(福原委員)

音の観点からすると、その資料を見ますと、表現が不明な部分があります。こういう表現 は一般的にしないということが、すぐわかるのですけど、どこかわかりますか。

(事業者(堧水尾氏))

音については、申し訳ないのですけれども、私ども目をとおしてはいるのですけれども、 そこまで専門的な知識を持ち合わせてなくて、単純に数値だけ見て提出させていただきま した。それについては、そこまで深く考えていませんでした。申し訳ありません。日本語 の仕様書ですが、こちらのほうは、我々の電気の専門家、技術の部門が、電気的専門的知 識から、いい悪い、悪いというのは、議論し、今つめて、実は今年の冬に、ハーウェイを 使って、発電所ができる予定ですので、そこで、いろいろな技術的なエントリーをして、 今に至ります。中のほうはかなり熟知させていただいております。

(福原委員)

間違いないですね。

(事業者(堧水尾氏))

間違いないです。

(福原委員)

それでは、具体的に指摘します。日本語の資料の6ページ、その他の一番下ですが、これは騒音のことを言っているのですか。それとも、電気ノイズのことを言っているのでしょうか。ハーウェイの日本語の資料の6ページ、中の表の続きになりますが、その他の部分がございます。そこに、ノイズ指数という表記があります。40dと書いてあります。これは、電気ノイズのことをおっしゃっているのでしょうか。それとも、騒音のことをおっしゃっているのでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

私、電気の専門家ではないので、ここについては、後日、専門家に聞いて回答でもよろしいですか。

(福原委員)

かまいません。もし、これが騒音であれば、ノイズ指数という言葉というのは、騒音の世界では、全く表現が間違っていると思います。これをどういうふうに書くかと言いますと、騒音レベルであるとか、あるいは、A特性音圧レベルであるとか、そういう表現にしなければいけません。もし、それであれば、この40の後ろの小文字のd、dという表現はないですね。dにBがつくわけです。より正確に言うのであれば、その後ろにカッコして、大文字のAを書くべきなのです。なぜ、私、こういうこと言うかと言いますと、精査をしたかと言うのはそこなのですが、こういうようなささいなことに見えるかもしれませんが、全体に対しての信頼性が薄れてくる可能性があるから、そういうことを申し上げました。

ありがとうございました。ついでにですけど、騒音計とかの考え方は共通ですか。 A 特性音圧レベルについては。

(福原委員)

A特性音圧レベルというのは、国際的に一般的に使っています。しかしながら、それだと 長くて面倒くさいですので、日本では、一般的に騒音レベルというふうにしています。騒 音レベルのときは必ず A 特性という特性を使って表示したものを騒音レベルといいます。

(議長(坂本会長))

日本もアメリカも同じ騒音計ですか。

(福原委員)

そのとおりです。これは国際的に、IECで決まっております。

(議長(坂本会長))

他に、御質問、御意見いかがでしょうか。どうぞ。

(湯本委員)

非常に小さいことなのですが、フェンスの高さはどのくらいの高さを考えていますか。

(事業者(堧水尾氏))

通常、1.8mです。場合によっては、忍び返しと言って、人が入れないようにするものをつけることもあります。

(湯本委員)

一つには、山地に住んでいる人間から言いますと、アニマルパスということは、保護のための道路という考え方が一般的に使われると思うのですけども、下に農地がある場合には、今度は逆にそれが、山地の害獣たちの通路になるその可能性も考えて、作っていかないと、作ってしまってのちのち、地域の住民たちから大きな問題として出てくる可能性があると思います。

(事業者(篠田氏))

今の御意見に対して回答になるかわかりませんが、当初のアニマルパスの計画は、池のところのさらに西側の環状道路を利用するという計画があったのですが、そうすると、柳平の集落のほうに誘導してしまう恐れがあるため、とりあえず、山と水辺を考えて計画しました。それから、下の方に向かうのと、方角的には東の方に向かうのと、縦線と横線ということで計画しています。仮にそれで鳥獣害の被害が増えることであれば、管理用道路の管理のしかたを変えていくということです。

他に、いかがでしょうか。どうぞ。

(後藤委員)

今日の追加資料のA3の地図なのですが、土砂災害警戒区域の青色の線は、今回の事業計画の中に入っていますけど、それ以外の土砂災害特別警戒区域、それと砂防指定地区域は、入っていないですけれども、土砂災害警戒区域は、いわゆるイエローゾーンということでございまして、レッドゾーンが特別警戒区域ということで、土石流の影響がここまで及ぶだろうという機械的な判断で区域指定を行っているのですが、地形的な特徴を織り込んで、イエローゾーンをつくっているわけです。イエローゾーンが、事業地に含まれていますが、これを御存知で計画をされたのでしょうか。もちろん対策等をとられるのか、新たな建設が、レッドゾーンにはできないのですけれども、イエローゾーンにつくる方針といいますか、どのような観点で、計画されたのでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

私ども、もちろん土砂災害警戒区域のことを知っていました。知ったうえで、計画をさせていただいております。今、おっしゃっていただいたように、土砂災害警戒区域というので、確かに土砂が崩れるかもしれないと、危ないですよということを、住民の方に、周知、ないしは、平時対策してくださいということで、こういった区域を色塗りされていると思うのですけれども、私どもとしては、土砂災害が起こらないように造成、そして、そのあとの工事、裸の土地でなく、植栽等をして、土砂災害が起こらないように、今後の林地開発、ないしは、造成の会社、電気工事のEPCの会社と協議して、災害が起こらないように、万全を尽くして計画させていただけたらと思っております。

(後藤委員)

土石流危険地域ですから、災害が起こらないことを、自分の地域内で宣言をされることは不可能だと思います。土石流はもっと上流からくるわけですから、それに対して万全の対策をとるというのは、説明になっていないのではないでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

上流からくるものに対しては、もちろん、リスクのうえで、私どもは事業をしておりまして、それに対して、もし、何かあった場合には、我々は損害保険に加入しますので、いろいろな対策、地域の皆様に、我々保険が使えるであれば、そういったものから補償とかさせていただけたらと思っております。

(後藤委員)

土砂災害警戒区域については、前回地図に示してなかったので、質問させていただきました。今回、出てきましたが、対策は万全だと言われますが、土砂災害については、御存知のように、想定外やここまで土砂が来るとは思わなかったことや、土砂の量も流動しやすい土砂や火山灰は一般的に水を含むと、流動しやすいと言われておりますので、想定外が

よく起きます。これは土石流でございますので上流から起きるもので、それに対して万全にやられるというのはわかるのですけども、それが今まで計画書にはなかったと思いますし、そういった場所に作ることに対して、説明がきちんと計画書になければいけなかったと思います。土砂の関係では以上です。

(議長(坂本会長))

施設としては、保険がかかっているのかもしれないですが、そこにパネルや土砂が流れてきたらどうなるかという話はわからないです。そういうことも含めてということですね。 他に、御質問等はありますか。

(佐藤委員)

今のご質問の続きですが、現地調査をしたとき、池のちょうど西側に既存の太陽光パネルがありましたが、当施設は土砂災害警戒区域の水色の破線にかかっているのでしょうか。

(事務局(石井副主幹))

当図面を見る限り、一部が土砂災害警戒区域に入っているのではないかと思われます。

(佐藤委員)

本事業についても、警戒区域に入っているからと言ってダメだとはならないわけですね。

(前沢理事)

警戒区域自体は行為を一切禁止されているわけではございません。

(佐藤委員)

わかりました。整理がつきました。

(議長(坂本会長))

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

(工藤委員)

後藤委員のご発言に関連しまして、前回もお話させていただきましたが、この施設は、20年、30年と長期に渡って運用されるということを考えたときに、今後の温暖化影響により、集中豪雨ですとか、総雨量の多い大雨が非常に多くなることが予測されている中で、地質の配慮の程度を見ますと、中程度から低程度の配慮を必要とする項目が多い地盤であるということになっていると思います。実際、現地を拝見したときにも、木がみんな細いのは、表土の下にある土壌が非常に固くて、根が下の方に行けないという説明を聞いた覚えがあるのですが、そうなると、非常に滑りやすいような条件が整っているのではないかと、専門ではありませんが、感じました。そのようなところに過去に経験がないような大雨や豪雨があった場合に、どのようなことが起こるかと考えると、非常に心配ですし、住民説明会でもありましたように住民の方もその辺をご心配なさっているかと思います。また、災

害に至らないまでも、そのような土壌環境にあるところで、広範囲にわたってパネルが設置された場合に、日常的に表土の侵食というのが起こりやすいのではないかと思うのですが、その点について、こちらの表に指摘されている丸の付いた項目について、今の時点でどのようなお考えであるのかお聞きしたいと思います。

(事業者(堧水尾氏))

まず、最近発生している集中豪雨や想像を超える雨量については、住民説明会でもご指摘をいただきました。全国で、我々、事業をさせていただきまして、通常だったらこれくらいだろうという以上のもので対応しています。今後行われる林地開発の協議で、通常なら30年だけども、この場合はこうしましょうとか、こういった排水施設を作りましょうとか、いろんな専門家のご指導をいただいて、こちらの専門家チームが対応してこの発電所を設計させていただけたらと思います。現状、測量や流末調査はできておりませんが、このようなご意見が多いので、山梨県や地元の方と協議しながら、施設を作らせていただけたらと思っております。次の表土に関することですが、確かに、木を全部剥ぐと表土は流れます。だいたい、U字側溝に詰まっていきます。やはり、1年くらいの工事になりますので、表土が流れて、U字側溝に詰まり、それを元に戻す、そういったことをしばらく繰り返し、そこの場所に合致した植物、何がいいのか今後相談ですが、他の場所ですと、芝生やクローバー等を使用していますが、このような雑草をパネルの下や通路に表土流出対策として、草があったほうが鉄砲水等に効果的なため、このようなことを実施したいと思っております。

(工藤委員)

大雨、豪雨につきましては、気象の専門家にお話を伺っているでしょうか。

(事業者(篠田氏))

気象については、専門家の意見を伺ってはいませんが、本日、資料を持ってくれば良かったのですが、過去 30 年の気象統計を確認しました。年間雨量、1 日最大雨量ともにこの 30 年で増えたことは無かったです。経験値的なものと若干ずれるかもしれませんが、少なくとも、統計上は、見られませんでした。

(工藤委員)

過去に無かったから、将来無いということにはならないと思いますので、現在では、しっかりしたモデル計算で土砂災害のリスクを研究なさっている先生方もいらっしゃいますので、その先生方にヒヤリングを行うことも大事かなと思います。

(議長(坂本会長))

今のご発言は、気象関係の方に伺ってみたらというのは、温暖化になるとどうなるのか、この場所がどうなるのかということを研究されている専門家もいるので、そういう面で留意しているのかということですので、ご参考にしてください。また、今の、何ミリというご発言もありましたが、その場所でずっと気象を観測しているわけですから、韮崎観測所

だと思うのですが、距離があるようでしたら、例えば、小学校等でデータがあれば、それ を貰えば様子がわかるかもしれません。

(岩田委員)

今後も、生物調査等を継続して1年間実施するとのことで、事業地の生物相は明らかになっていくのですが、周辺の広域図を見ますと、権現沢の東側には、ゴルフ場やスポーツランド等の開発地域が既にいくつもありまして、この事業ができることによって、広域的に森林の断片化が進む状況になってしまいますので、事業地だけの生物調査では思いもよらないような警戒レベルでの波及効果が外に及んでしまう可能性があるのではないかと思われます。例えば、事業地とカントリークラブグリーンバレイとの間に挟まれた森林の面積が非常に小さくなってしまうことにより、そのような所の生物への波及も起きてしまうのではないかと感じましたので、生物調査をされていくときに事業地内だけでなくて、特に断片化が進むと思われる方向、特に東側、北東に視点を向けていただいたほうがいいのではないかと感じました。それから、もう1点は、排水の管理ですが、調整池を設けて管理もしっかりされると言うことですが、下流域の生物にとっては、調整池に沈殿しないようなシルト成分が破壊的なダメージを及ぼすことが多いので、非常に微細な粒経でありますので、このようなシルトがなるべく下流に流出しないように時期やU字溝の管理をしっかり行っていただきたいと思います。

(佐藤委員)

専門外の質問ですが、当事業は、結構、大きな規模ですが、前回の審議会でいただいた御社の会社の概要で、13ページ目に既に全国で稼働しているメガソーラー事業という日本地図がありますが、これほどの規模の事業地は全国では無いですね。まだ未稼働のもので、群馬の昭和村やみなかみ、80haの大規模なものが1つだけあります。それ以外は、実に小規模なものなので、こうした中で、このような大規模の面積を設置するノウハウはどのような形で入手されているのでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

林地開発のノウハウについては、当社はもともと不動産会社で、いろいろなバッググラウンドがある従業員が多いので、造成専門家というわけではないのですが、ある程度経験した従業員が何人か社内にいます。実際、林地開発を実施するときは、例えば山梨なら、山梨、群馬なら群馬の、沖縄でも 15ha の開発を行っていますが、現地の一番詳しいコンサルの方、もしくはゼネコンの方、今回は早野組さんにも同席して相談させていただいていますが、このような方とチームを組んで林地開発やそれぞれの県の許認可制度に対応させていただいています。群馬県の場合ですと、まず、大規模開発というのがございまして、林地開発の前にこの開発はどうなのかというのを県の窓口が有り、そこで議論し、林地開発、農地転用、その他いろんな許認可等を、一通り経験していまして、現在、工事が始まり、太陽光パネルの設置が終わっています。みなかみについては、現在、開発、許認可をを行っておりまして、ある程度社内でもノウハウが貯まっております。実際、小さいのですが、他にも林地開発ですとか、土地の許認可、林地開発は1ha以上越えると許可が必要

になりますので、これ以外に数件、林地開発や土地の造成に関する許認可を経験させていただいています。

(佐藤委員)

群馬の昭和村の場合は、写真を拝見しますと畑ですか。

(事業者(堧水尾氏))

林地です。もともと、ゴルフ場を開発しようとしましたが、頓挫して、ほったらかしになっており、当社と縁が有り、当地で事業をおこなわせていただいております。写真では畑ですが、山林です。

(佐藤委員)

本事業地のようは山林とは違うわけですよね。

(事業者(堧水尾氏))

本事業のほうが少し急斜面です。当地(昭和村)は北傾斜していまして、傾斜はあります。 みなかみは本事業よりも急傾斜です。

(佐藤委員)

わかりました。先程の回答ですが、ゼネコンや現地の(コンサル)とおっしゃいましたが、本事業の場合も、計画図面の作成にあたって地元山梨の業者に伺ったということでよろしいでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

はい。今回も伺っていますし、これから林地開発に進むに従って、もっと専門的な設計、 排水計画等を作らなければならないため、地元のコンサルや早野組さんに意見を伺いなが ら作りたいと思っております。

(佐藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(議長(坂本会長))

他にいかがでしょうか。

(福原委員)

先程、ご説明いただいた資料の中に、追加資料として資料 4 中の特高施設 (特別高圧変電所)について、追加資料 3-1 でJFEプラントが出してきたという説明がありましたが、例えば、愛知県田原市の規制値というのは、騒音規制法に基づく規制基準だと思われますが、65dB や 70dB というのは、今回設置する場所と比較すると条件が違い、騒音に甘い地域であり、要するに工業地域に類する地域なのです。お伺いしたいのは、今回のようなと

ころで、特高施設を設置した例をJFEさんや御社ではお持ちでしょうか。

(事業者(堧水尾氏))

今現在は無いため、例えば、設計段階又は設置する前に必要に応じて実験をしてこのようなデータを作れたらと思っております。

(福原委員)

わかりました。なぜ、このような質問をしたのかというと、あまりに今回の計画地とこの騒音データの環境がかけ離れているので、かえって、誤解を招く可能性があるのではないのかと思っております。次に単純なことですが、実測値カッコして暗騒音と書いてあります。それから、特高施設から 1m離れた各面における騒音レベルだろうと思われますが、それが何 dB と書いてあり、それを合成して騒音がいくらかというような計算をしているわけですが、これがどういう意味があるのか理解できません。どういうことかと言いますと、そこの規則でものを考えるのか、敷地境界線なり、または、周辺にどのような影響を与えるのか、ここでは、その条件が全くわからないのです。このようなデータをお出しする姿勢は買いますが、我々が見たときによりわかりやすいものでなければ、誤解を招くのではないかと思います。

(議長(坂本会長))

これは、騒音の発生源の話で、評価は別のところにあるということです。 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ここで、事業者の方の追加の説明を終わらせていただきます。

事業者の皆様には、ご質問に回答していただき、ありがとうございました。ここからは、 審議会としての審議に入りますが、通常ですと、これから後の審議については、事業者席 がない状態で行うことになりますが、傍聴席と同じ扱いで、そのままお座りいただいてか まいません。ただし、委員から問いかけがない限りは、申し訳ありませんが、ご発言され ないように、お願いいたします。

それでは、審議に入るわけですが、審議の中では、資料 1、2、3 の説明が必要になりますので、その部分について事務局から説明をお願いします。

(事務局(石井副主幹))

事務局から条例の判定基準の説明を行いたいと思います。資料 1 の A3 版横の資料をご覧ください。当資料は山梨県環境影響評価条例施行規則第 7 条に定める第三分類事業の判定基準でございます。一番上の 1 をご覧ください。当該第三分類事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるとあります。いずれかに該当するとは、下の漢数字一から四のことで、一の場合、事業用地又はその周囲にカタカナのイからヨの対象施設が存在し、かつ、相当程度の環境影響を及ぼ

すおそれがある場合、アセス手続を必要とします。

次に資料2をご覧ください。当資料は、資料1に示した判定基準の該当項目の有無とその概況を示したもので、表の網掛けの部分が該当する項目です。1 ページの一番上の学校の項目ですが、「判定基準に係る概況」の欄で記載してあるとおり、資材運搬ルート周辺から1 km以内に、また、計画地の南に約3.5kmに小学校が存在しているため、該当するといたしました。事務局が考える配慮すべき環境要素としては、関係車両の走行により、大気汚染や騒音・振動が考えられます。一番右の欄が参考として、事業者が考えている対策を記載しております。

2 ページをご覧ください。 の水道水源の取水地点については、資材運搬ルート周辺から 1 k m以内に、また、事業用地から南に約 2km の所に水道水源が存在しているため、該当するといたしました。配慮すべき環境要素としては、水質汚濁や水象が考えられるのではないかと思われます。次の行の の住居についてですが、事業地から南西約 500m の地点に柳平地区があるため、該当することとなります。また、南西約 5km の位置にも集合団地が存在しております。配慮すべき環境要素としては、資材運搬車両による大気汚染や騒音・振動と思われます。

3 ページをご覧ください。 の景観です。当事業用地は韮崎市景観計画において山岳森林 ゾーンに該当しており、太陽光発電施設を設置する場合は、景観に配慮した設置基準が適 用されるため、当項目に該当することとなります。

最後の4ページのです。当項目に該当するかどうかは、これからの議論によるところがありますので、網掛けをしておきましたが、周辺のゴルフ場や太陽光発電施設の開発状況等も考慮してご審議していただければと思います。

次に資料3の韮崎市長の意見の概要をご説明いたします。

結論から申し上げますと、アセス手続が必要である意見です。

理由としましては、面積が 28.7ha と格段に広く、周辺の生態系、景観、防災など地域環境に与えるインパクトは多大であるとしています。詳細な理由として、「水象・防災」ついては、森林伐採により、治山、治水の潜在力が減じられることにより、下流域への土砂災害の発生が懸念されるとしています。「動植物」については、調査区域の適正な拡張と年間を通じた調査が必要であるとしています。「景観」については、当計画地は韮崎市景観計画において、山岳森林ゾーンに該当しており、当該計画の規模では大規模な森林面積が失われ、将来的にも中短期的な復元が想定し難く、地域の景観が一変することが予想されるとしています。「その他」として、山梨県環境影響評価条例施行規則に示す判定基準である計画地及び周辺の環境が著しく悪化するおそれに該当するものと思慮されるとしています。

最後に、資料の最後に用意しました参考資料をご覧ください。

当資料は前回の審議会において、委員から、韮崎市の景観計画において、当該地区に太陽 光発電施設を設置する場合の設置基準や当案件に係る望ましい景観についての意見を伺い たいとのことでしたので、韮崎市から提出していただきました。

既に、委員の方には送付してあるものですが、審議の参考となるよう添付しておきました。 事務局からは以上です。

今、事業者から追加資料の御説明、事務局からの判定基準の概況、韮崎市長の意見等の説明を受けたところですが、これらを踏まえまして、本事業について環境影響評価手続を行う必要があるかどうかということについて、意見交換をしたいと思います。判断基準としましては、その資料にあるものなのですが、この資料によると、対象の存在、それから相当程度の環境影響を及ぼす恐れということで、相当程度やおそれということが抽象的なので、そのへんを皆様に判断してもらうことになるかと思います。それでは、自由に意見交換したいと思いますので、御意見のある方はお願いします。

(佐藤委員)

私は鳥類のほうの専門なので、韮崎市長から指摘のありましたオオタカにつきましては、 希少種指定の種類でありまして、今回の事前の秋の調査においては、クエスチョンマーク で、確定はできていない。しかし、周辺部にいることは確認されているということで、オ オタカという種類の行動範囲の広さ、周辺の環境を考えると、やはりここは、きちんとし た調査をしていただく必要があるということになります。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。鳥類の専門的な立場から調査が必要ではないかという話でした。 他にはいかがでしょうか。

(石井委員)

前回、参加できなかったので、議事録でしか判断できないのですが、今回事業者さんが視認範囲というのをだしていただいたことは、非常によかったと思っています。基本的には、韮崎市の景観計画や景観に係る意見のとおり、本来であれば、このエリアには避けていただくのが本来ではないかと、景観の立場からは考えます。この視認エリアの図、前回の資料4の第三分類事業が実施されるべき区域の状況の72ページですが、これをみると県道の韮崎昇仙峡線沿いからずっとこの範囲が見えるという絵になっているのですね。これは、季節によっては、葉が生い茂って見えないということもあるのでしょうけれども、それがどういう状況にあるのかというのは、今まで資料にはなく、遠いところから見て、ちょっと、事業地がこの辺りですというような絵があるということです。いろんな視点場で直接見える、見えないというのでなくて、将来的に、このエリア全体として、守っていきたい森林景観が、守られるかどうかというところも含めて、やはリアセスは必要ではないかと考えています。以上です。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。他に。

(福原委員)

前回、現場を見させていただいたときに、私、グループと離れまして、天気が良かったのですが、そのときに、それなりに音を測らせてもらいました。今まで自然環境のなかで測

ったなかでも、非常に静かなところの一つだということを痛感しました。そういうことからして、後ほど、帰りましてからグーグルアースを見たら、樹木が、緑が非常に濃い時期のグーグルアースの景観が、人工衛星から見えたのですが、隣接地には韮崎市が景観条例を改正する前に設置したものだという太陽光発電があるのが、非常に違和感を感じました。それが一つありますことと、先ほどの音のことからして、ここにありますような特別高圧変電所とか、ハーウェイの新しいモデルのSUN2000‐40KTLを、実際、私、音をチェックしたこともあるのですが、そういうふうなものから見て、最も近い民家までだいたい120mぐらい、予定地から離れ、実際のパネルのある地点とか、特別高圧変電所の位置から見ても、そのくらいのところにあるとすると、下手をすると、音という意味からも、負荷エネルギーとして考えなければいけないようなということも起こり得る可能性もあるのではなかろうかという気がしました。このようなことを踏まえたとき、当事業は30ha未満ですけれども、我々精一杯努力しながら審議を進めていけるような場を持ったほうがいいのではという気がしております。以上です。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。他の委員の方々いかがでしょうか。できれば、皆様全員の御判 断を。お願いします。

(鈴木委員)

アセスをするかどうかにかかわらず、生物相の調査をしていただけるというようなところは、評価したいと思いますが、実際問題としては、森林で占められているところの3分の2以上、15ha以上が伐採されるということの影響と、事前に災害があったということ、土砂関係でいろいろな警戒地域等が敷地の中にあるということを踏まえると、やはりアセスをやっていただくほうがよいのではないかというのが私の意見です。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。他の方々、順番に。

(田中委員)

跡地利用ということだったのですが、例えば、その土地を放置すると、そこは森林に自然に戻ってくる。その回復能力等をいろいろ勘案すると、やはり周辺が開発されているとはいえ、そういうものが許可されてきたとはいえ、結局どんどん広がっていきます。ひとつひとつの事業を見れば、ある面積以内で、影響はそれほど甚大ではないにしても、トータルに考えるとどんどん大きくなってくるわけです。本来であれば、ここで戦略的アセスのような累積的な影響も考えてやらなければいけないのでしょうが、今議論しているのは、これだけを議論しています。そこはちょっと気をつけなければいけないです。それから、仮にこれで環境アセスメントをやるとしても、全く同じことが起きるわけです。この開発事業のところだけで、プラマイゼロを考えて、それは今の日本の現状ですけれども。私はまず、最初の段階で本事案をアセスにするかどうかは、アセスを実施したほうがよいと思います。かつ、アセスを実施したとしても、他の累積的な、他の地域の、周辺の累積的な

影響というのは、やはり盛り込んで考えるべきです。これは今回の議論とは関係ないかも しれませんが、そういうことを申し上げます。以上です。

(議長(坂本会長))

早見先生。

(早見委員)

結論から言うと、アセスを実施してほしいと思います。

この茅ヶ岳山麓地域は、過去、比較的昆虫とか動植物の立場でいくと、わりあい、火山地 形でありながら、古いので、豊かにいたところなのです。原因はわからないですが、ゴル フ場の開発とかリゾート開発など、かなり手を入れられたことで、非常に変化があり、ま た、近年は色々なテレビ番組等の関係もあって、古い森林等全部切られてしまいました。 昆虫類なんかを見ると、かつて非常に多様性が高かったのですが、それが貧しくなってき たと思っていたところです。今回の関係もあり、何回か見ているうちに、一応復元しつつ ある部分もあるなと思いました。それが、リゾート開発が失敗して二次林が育ってきたっ ていうのがあるのですが、今回の場合、もう全部パネルで埋められるということですので、 それが非常に広い範囲で茅ヶ岳の山麓の中でも、双葉から敷島にかけて、ずっと連続的な 生き物の生活帯があるなかに、大きな断層ができるというような形になると思います。そ ういう意味であれば、ここの生物種が、何があるのかということの記録という意味も一つ あるのですが、周りの、できればここだけではなく、例えば、もう少し山の上の方である とか、下の方であるとか、周辺の住宅、古い民家の辺までは、まだまだ里山的な環境が残 っていますので、そういうところの環境を保全するっていう意味合いも含めて、そこでア セスをすることで生物相をきちっと出していただきたい。やっぱり10月に1回だけでは、 一番多様性な春から夏にかけての調査が無いと正しい評価ができないと思いますので、ぜ ひその辺りも含めてやっていただけたらと思います。

(湯本委員)

私もやっていただいた方がいいと思います。 2 つありまして、ここはかなりの上流域ですが、下流域には水田地帯がありまして、水の影響がかなり出るのではないかと思います。 もう一つは山地に私も住んでいるのですけど、住民の方々からしてみると、非常に怖いものがあるという不安は絶対拭えないと思っていると思います。ですから、先ほど完全に、ということを仰いましたけれども、なかなか完全というのは難しいと思います。 この災害自体も 1 9 7 3 年ですから、 3 0 年の中には引っかかってこない災害です。山梨県で大きかったというと昭和 3 4 年、 4 2 年、 5 7 年と、私の記憶の中では非常に大きな災害があったことがありますので、それだけで済むのかわかりませんが、将来的なことを考えると、きちんと、それに対する対策まで考えた調査が必要だと考えています。

(岩田委員)

この地域の周囲に既に開発された地域が点在している事が気になります。それによる森林 の断片化とその波及効果というものがどのように生じていくのかというところが非常に懸 念されるところです。このようなことがこの事業に対して求められることではないのかもしれませんが、やはり、一つ一つの事業の累積的な影響が懸念されますので、このようなことも踏まえて、特に連続した森林が断片化し始める東側の地域についてアセスを実施していただきたいと思います。

(工藤委員)

私もアセスを実施していただいた方がいいと思います。理由の1つは事務局の方からも挙げていただいたように、周辺に小学校や住居が集合している地域があるということで、建設期間中の大気汚染の問題をしっかり評価していただくということと、もう1つは、本日、前半に、委員の方から様々な懸念がありましたが、そういった懸念をアセスの中でしっかり明らかにしていくことは大事なことですし、今後、20年、30年と中長期に渡って、環境保全をしていきながら施設を運営していくには、事前にしっかりとした調査、評価を行って、それに対応できるような対処を行っていく、例えば、規模の縮小等の計画の変更も含めて考えていくほうがいいのかと思います。ただ、再生可能エネルギーを拡大していくこと、非常に大事ではありますので、再生可能エネルギーを拡大しつつも、それが非常に環境に配慮したものであり、地域に配慮したものであり、防災にも配慮したものでもあるといった手本になるような事業を作り上げていただければと思いました。

(後藤委員)

私はアセスが必要であると思います。判定基準に係る概況でこれが根拠になることと思いますが、いま網掛けの部分が該当するということですが、この中に防災ということが直接入ってないように思うのです。しかし、最後の項目の審議会の審議内容によるというところに入ることを考えますと、他の委員の方も防災のことを発言されていましたので、防災をこの中に入れていただいて、土砂災害警戒情報の法律の示しているイエローゾーンに一部がかかっていますので、防災上の配慮も必要と思います。今日の説明では、活断層がだいぶ離れているとの説明があったのですが、下円井断層ですか、これは糸魚川静岡構造線の断層がありますけども、20km くらい離れておりますが、まったく、影響が無いかといえば、そうでもなく、活断層の位置もだいぶずれたりしますので、地震の影響、これは誰もわかりませんが、活断層がそばにあるということをこの事業に対して認識していただけないでしょうか。最後に、工藤委員もの発言にもありましたが、景観、防災等判定基準にかかわることがありますが、是非、再生可能エネルギーの建設に対して、環境に配慮した施設という方向で、前向きに、いろんなことがわかって進めることはいいことをので、アセスを進めることは否定意見ということではなく、このようなことを考慮した建設が必要だと思います。

(議長(坂本会長))

最後は私になりますが、私もアセスが必要と考えます。相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるということで判断をするわけですが、おそれがないということを事業者側から説明していただければ、納得できるのですが、そのへんがまだ私自身納得できないため、また、他の先生も納得できないと思われますので、おそれがあるだろうという判断にさせて

いただきます。

それでは、本審議会の意見としましては、本事業は環境要素への相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあると考えられ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められることから、環境影響評価手続が必要であるということでよろしいでしょうか。

・・・反対意見無し・・・

今回、せっかく、第三分類事業の届出を出していただいたので、事業を実施するのであれば、本日の各委員の発言内容を改めて整理してその内容を考慮してアセスを実施していただきたいと思います。事業をやめるなら、こちらからも何も言うことはありませんが、アセスを実施するとなれば、こちらの意見をまとめてご連絡したいと思っております。

議題1はこれで終了することといたします。

次に議題2のその他でございますが、まず、事務局から何かございますか。

(事務局(石井副主幹)) 特にございません。

(議長(坂本会長)) 委員の皆様は何かございますか。

・・・特になし・・・

それでは、議題 2 については、終了したいと思います。 本日予定していました議題は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。

(進行 曽根課長補佐)

坂本会長ありがとうございました。

これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了とさせていただきます。 長時間のご審議ありがとうございました。